

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB が、金利指標改革一フェーズ 2 を提案:

IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 4 号および IFRS 第 16 号の修正

目次

背景

修正案

経過措置、発効日およびコメント期間

さらなる情報

本 IFRS in Focus は、2020 年 4 月に国際会計基準審議会 (IASB) によって公表された公開草案 ED/2020/1「金利指標改革一フェーズ 2」(IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 4 号および IFRS 第 16 号の修正案) (以下、ED という。) に示された、IFRS 第 9 号「金融商品」、IAS 第 39 号「金融商品: 認識及び測定」、IFRS 第 7 号「金融商品: 開示」、IFRS 第 4 号「保険契約」および IFRS 第 16 号「リース」の修正案を取り扱っている

これは、IASB が実施している金利指標改革 (IBOR 改革) に関する 2 段階プロジェクトの第 2 フェーズである。2019 年 9 月、IASB は修正の最初のセット (フェーズ 1) を公表した。詳細は [IFRS in Focus「IASB が、金利指標改革 \(IBOR 改革\) に関する IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号および IFRS 第 7 号の修正を公表」](#) を参照いただきたい。

- ED は、最終化された場合、財務諸表の利用者に有用な情報を提供しない会計上の影響を生じさせることなく、銀行間取引金利 (IBOR) から代替的なリスク・フリー・レート (RFRs) へ移行する影響を企業が反映することを可能とする。
- 修正案は、多くの企業、特に IBOR 改革の対象となる金融資産、金融負債またはリース負債、そして IFRS 第 9 号または IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項を IBOR 改革により影響するヘッジ関係に適用する企業に影響を及ぼす。
- 修正案は強制的に適用される。
- 修正案の発効日は、2021 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度であり、早期適用は認められる。
- 修正案は遡及的に適用され、IBOR 改革によって直接要求される変更のみを理由に中止されたヘッジ関係の復活が含まれる。
- 本提案に関するコメントは、2020 年 5 月 25 日まで募集される。

背景

IBOR などの金利指標は、世界の金融市場において重要な役割を果たしており、何兆ドルもの金融商品の指標になっている。システムリスクの懸念に対応して、多くの法域で代替的な金利指標への移行作業が進行中である。金融安定理事会 (FSB) は、主要な金利指標の抜本的な見直しを行い、改革に向けた提言を発表した。その結果、公的機関は、そのような金利は、流動性のあるアンダーライニングの市場取引を基礎とし、専門家の判断に基づく呈示に依存しないことを目的として、主要通貨における新しい RFR を選択している。この目的は、これらの新しい金利がより信頼性が高く、既存の IBOR に組み込まれた信用リスク・プレミアムを組み込む必要がない商品や取引に対して堅牢な代替金利を提供することにある

詳細は下記 Web サイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

見解

修正案は、既存の金利指標が代替的な RFR に置き換えられた時に財務報告に影響するかもしれない論点、すなわち置換えの論点に関連している。

既存の金利指標が代替的な RFR に置き換えられる前に生じる会計上の論点、すなわち置換え前の論点は、以前 IASB によって検討され、2019 年 9 月に公表された「金利指標改革」(IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号および IFRS 第 7 号の修正)で対処された。当該修正は、企業が、金利指標が IBOR 改革の結果として変更されていないと仮定してヘッジ会計の要求事項を適用するように、特定のヘッジ会計の要求事項に対する一時的な例外を提供している。当該例外は、企業が IBOR 改革から生じる不確実性だけの理由でヘッジ関係を中止しなければならないことを避けるために設定された。詳細は、[IFRS in Focus「IASB が、金利指標改革 \(IBOR 改革\) に関する IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号および IFRS 第 7 号の修正を公表」](#)を参照いただきたい。

修正案

プロジェクトの第 2 フェーズの目的は、代替的な RFR への移行の影響に関する有用な情報を企業が提供することを支援し、代替的な RFR の移行の結果として契約上のキャッシュ・フローまたはヘッジ関係に変更が行われた場合に、IFRS の要求事項を適用する際に作成者をサポートすることである。ED は、金融資産、金融負債およびリース負債の条件変更、ヘッジ会計および開示の主要分野の修正を提案している。これらの分野を、順に要約する。

金融資産および金融負債の条件変更

ED は、IBOR 改革の結果として、条件変更される、または契約上のキャッシュ・フローを決定する基礎を変更することが発動される既存の契約条件を有する金融資産と金融負債をどのように会計処理するかについての具体的なガイダンスを提案している。本提案は、当該条件変更が当初認識後に発生する契約上のキャッシュ・フローを決定する基礎の変更とみなしている。これには、金融商品が実際には修正されていないが、参照金利の計算の基礎が変化する場合が含まれる。

実務上の便法として、IASB は、既存の条件変更の要求事項¹を適用する代わりに、IFRS 第 9 号 B5.4.5 項を適用し、実効金利を改定することにより契約上のキャッシュ・フローの変更が将来に向かって適用されるようにすることを提案している。この実務上の便法は、条件変更が金利指標改革の直接の結果として要求されており、契約上のキャッシュ・フローを決定する新たな基礎は、従前の基礎(すなわち、条件変更の直前の基礎)と経済的に同等である場合にのみ適用される。契約が変更されていないが、既存の契約条件(フォールバック条項など)が発動し、契約上のキャッシュ・フローを決定する基礎を変更する結果となる場合に、実務上の便法が適用される。条件変更と同様に、実務上の便法に適格となるためには、当該条件の発動は金利指標改革の直接の結果でなければならず、契約上のキャッシュ・フローを決定する新たな基礎は、従前の基礎と経済的に同等でなければならない。

見解

IASB は、金利指標改革によって要求されると考えられる条件変更の例を提供している。

例示には、以下に限定された変更が含まれる。

- (a) 金融資産または金融負債の契約上のキャッシュ・フローを決定するために使用される既存の金利指標を代替的な RFR への置換え(例えば、LIBOR の代替的な RFR への置換え)、または金利指標を計算するために使用する方
法を変更することによるそのような金利指標の改革の実施
- (b) 既存の金利指標と代替的な RFR との間のベースス差異を補償するための固定スプレッドの追加

¹ 金融資産は IFRS 第 9 号 5.4.3 項、金融負債は IFRS 第 9 号 B5.4.6 項

- (c) 金利指標の改革を実施するために必要な金利改定期間、金利改定日、または利払日の間隔の変更
- (d) 上記(a)から(c)のいずれかの変更を実行できるような、金融資産または金融負債の契約条件へのフォールバック条項の追加

ED は、上記の例が網羅的ではないことを認識している。

IASB の例示は、IBOR を代替的な RFR に置き換えるためにこれらの条件変更が導入された場合、当該条件変更は IBOR 改革の直接の結果であることを示している。契約条件の他の変更は、相手先との二者間契約の再交渉の一環として合意される可能性がある。IBOR 改革の直接の結果とそうでない結果の条件変更を識別するには、注意が必要である。

他の条件変更が IBOR 改革の直接の結果である条件変更と同時に生じる場合、企業は最初に、改革に起因する条件変更の実務上の便法を適用する。IFRS 第 9 号の適用される要求事項は、当該他の条件変更に適用される。例えば、金融負債の利息の基礎が LIBOR から新しい RFR に変更された場合、当該変更は実務上の便法の範囲に含まれ、IFRS 第 9 号 B5.4.5 項を適用して将来に向かって会計処理される。IBOR 改革の直接の結果ではない契約条件に対するその他の変更は、実務上の便法の対象とならず、適切な会計処理が IFRS 第 9 号を適用して決定される。例えば、企業が条件変更が認識の中止につながらないと判断した場合、IFRS 第 9 号 B5.4.6 項を適用して、直ちに条件変更による利得または損失として純損益に認識される。

見解

IASB は、ED の BC23 項に、RFR はリスク・フリーで、交換される IBOR はリスク・フリーではないため、多くの場合、その差異を補償するために固定スプレッドが追加されることを示している。これが唯一の変更である場合、IASB は、RFR への移行のみでは金融商品の認識の中止となる可能性は低いと考えている。したがって、IASB の作業の焦点は、既存の条件変更の要求事項が財務諸表の利用者に有用な情報をもたらすかどうかを評価することであった。条件変更されたキャッシュ・フローは当初の実効金利によって割引かれるため、既存の条件変更の要求事項は通常、条件変更による利得または損失につながるため、IASB は、このようなことが起こることを避けるために実務上の便法を導入し、代わりに将来に向かって実効金利を更新することを決定した。IASB は、特に存在しなくなった変動金利の場合、当初の実効金利に基づいて将来の金利収益または金利費用を認識することには意味がないと考えているため、この決定に到達した。

リース負債の条件変更

IFRS 第 9 号の金融負債と IFRS 第 16 号のリース負債との類似性を考慮して、IASB は、IFRS 第 16 号について同様の実務上の便法を提案している。実務上の便法は、リース料が基礎とする金利指標が金利指標改革の直接的な結果として変更され、当該変更が経済的に同等である場合に適用される。IFRS 第 9 号の実務上の便法と同様に、契約上のキャッシュ・フローの変更は、IFRS 第 16 号 42 項を適用することによって、将来に向かって適用される。リース契約に追加の条件変更が行われた場合、借手は、金利指標改革によって要求されるものを含め、同時に行われるすべてのリースの条件変更を会計処理するために、IFRS 第 16 号の適用される要求事項を適用しなければならない。

見解

リースについての実務上の便法は、借手にのみ適用され、貸手には適用されない。貸手はリースの条件変更により IFRS 第 9 号の要求事項を適用することが求められることを考慮し、IASB は、貸手に対して IFRS 第 16 号の修正が必要であるとは考えなかった。これらの条件変更が金利指標改革によって要求される場合、前のセクションで説明した修正案が適用されることとなる。オペレーティング・リースについては、IASB は、貸手に対する IFRS 第 16 号の現在の要求事項は、オペレーティング・リース会計モデルの仕組みに照らして、本改革によって要求される契約条件の変更を適切に反映すると考えた。

ヘッジ会計

金利指標改革の直接の結果として要求され、および経済的に同等に行われたヘッジ対象、ヘッジ手段またはヘッジされるリスクに対する条件変更を反映させるために必要なヘッジ文書の変更が、ヘッジ会計の中止または新しいヘッジ関係の指定にはならないように、ED は、既存の要求事項に対する例外を導入するために IFRS 第 9 号および IAS 第 39 号の修正を提案している。

見解

企業は、ヘッジ関係で指定された金融資産または金融負債に対する条件変更を反映するために、ヘッジ文書を修正する必要がある。既存の要求事項では、これは通常、企業にヘッジ関係の指定の解除を要求する。修正案は、金利指標改革の直接の結果および経済的に同等に行われた当該文書の変更は、既存のヘッジの継続とみなすことを要求する。これらの条件変更は、以下の変更の 1 つまたは複数に限定される。

- (a) 代替的な指標金利をヘッジされたリスクとして指定
- (b) ヘッジ対象の記載を代替的な RFR に言及するように修正
- (c) ヘッジ手段の記載を代替的な RFR に言及するように修正
- (d) 企業がどのようにヘッジ有効性を評価するのかの記述を修正 (IAS 第 39 号のみ)

公正価値ヘッジ

ED は、IFRS 第 9 号または IAS 第 39 号において、公正価値ヘッジのヘッジ指定が金利指標改革のために修正された場合、企業は以下のことを行わなければならないことを提案している。

- 代替的な RFR に基づいてヘッジ手段を再測定し、対応する利得または損失を純損益に認識する。
- ヘッジ対象の帳簿価額をヘッジされるリスクに指定した代替的な RFR に基づいて再測定し、対応する利得または損失を純損益に認識する。

LIBOR のような指標金利の変動に対して、固定金利の負債性金融商品のキャッシュ・フローの全部、または指定された一部の公正価値の変動に公正価値ヘッジを行うことは、企業にとって一般的である。ED は、企業が新しい RFR に指定を変更し、その RFR が指定された日に独立して識別可能な要素でない場合において、企業が当該金利が指定された日から 24 か月以内に独立して識別可能となると合理的に予想している場合に、その時点で独立して識別可能な要求事項を満たしているとみなすことを規定している。指定後、当該 RFR がリスク要素として指定された日から 24 か月以内に独立して識別可能とはならないと合理的に予想する場合、ヘッジ会計はその見直しの日から将来に向かって中止される。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

ED は、IFRS 第 9 号または IAS 第 39 号において、キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ指定が金利指標改革のために修正された場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、以下のいずれか低い方に再測定することを提案している。

- 代替的な RFR に基づいて計算したヘッジ手段に係る利得または損失の累計額
- 代替的な RFR に基づいて計算したヘッジ対象の公正価値変動の累計額

したがって、企業がヘッジ対象の記述を修正する日のキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積されている金額は、ヘッジされる将来のキャッシュ・フローを決定する代替的な RFR に基づいているものとみなされる。

中止されたヘッジ関係において過去にヘッジ対象に指定されていた金融資産または金融負債の契約上のキャッシュ・フローを決定する基礎に変更がある場合には、中止されたヘッジ関係についてキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積されていた金額は、契約上のキャッシュ・フローの基礎となる代替的な RFR に基づくものとみなされる。

項目グループ

ED は、企業が項目グループをヘッジし、金利指標改革のためにヘッジ指定を修正した場合、企業はヘッジ対象をヘッジされる指標金利に基づいてサブグループに配分し、ヘッジされるリスクとしてその金利を指定しなければならないことを提案している。企業は、サブグループにおける個々の項目の公正価値の変動が、項目グループのヘッジされたリスクに起因する公正価値の全体的な変動とおおむね比例的であると見込まれるかどうかを、各サブグループについて別々に評価しなければならない。

IAS 第 39 号 での非常に有効であるというテスト

2019 年 9 月に公表された修正の最初のセットは、ヘッジの実際の結果が非常に有効でない、すなわち遡及的評価を適用した際に 80% から 125% の範囲の外であるという理由のみで、企業が金利指標改革から生じる不確実性の期間中にヘッジ関係を中止することを要求されないように、IAS 第 39 号に例外を導入した。ED は、金利指標改革から生じる不確実性もはや存在しなくなった時とヘッジ関係が中止された時の、いずれか早い時期にこの例外の適用を終了するように IAS 第 39 号を修正することを提案している。

金融商品開示

IASB は、金利指標改革から生じるリスクの性質および程度、企業がそれらのリスクをどのように管理しているか、金利指標から代替的な RFR への移行の完了における進捗状況、および当該移行をどのように管理しているかを、利用者が理解できるようにする開示を企業が提供しなければならないことを提案している。この目的を達成するために、企業は以下を開示しなければならない。

- 金利指標から代替的な指標金利への移行をどのように管理しているか、報告日現在の進捗状況および移行から生じるリスク
- 重要な金利指標ごとに分解して、金利指標改革の対象となる金利指標を引き続き参照している非デリバティブの金融資産帳簿価額、非デリバティブ金融負債の帳簿価額およびデリバティブの名目金額を、それぞれ区分して示す。
- 企業が晒されている重要な代替的な RFR のそれぞれについて、企業がベース金利および当該金利に対する関連性のある調整をどのように決定したのか(金融商品の条件変更に対する実務上の便法を適用するために必要な条件が満たされているかどうかを評価するために企業が行った重要な判断を含む)
- 金利指標改革により企業のリスク管理戦略の変更が生じた範囲で、当該変更の記述および企業がこれらのリスクをどのように管理しているか

IFRS 第 4 号で会計処理される保険契約

ED は、IFRS 第 9 号からの一時的な免除を適用する保険者に、金利指標改革によって直接的に要求される条件変更を会計処理する際に、IFRS 第 9 号についての修正案を適用することを要求するように、IFRS 第 4 号を修正することを提案している。

本提案の終了

本修正は、金利指標改革の結果として生じる金融商品またはヘッジ関係を変更する時点に関連しているため、IASB は、本修正によって導入される要求事項が終了する固定の日付を含めることを提案していない。したがって、修正案の適用は自然に終了するように設計されている。

経過措置、発効日およびコメント期間

IASB は、2021 年 1 月 1 日以後開始する事業年度において、IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 16 号、IFRS 第 4 号の修正を適用することを提案している。早期適用は認められる。修正案は、企業が修正案を最初に適用する報告期間の開始時点で存在していた項目に遡及的に適用される。過去の期間の修正再表示は要求されない。しかし、企業は事後的判断を使用せずに可能な場合、かつその場合にのみ、過去の期間を修正再表示することができる。改革によって直接的に要求される変更のみのために、修正案を適用する前に中止されたヘッジ関係は、復活する。修正案は、強制的に適用される。

IASB は、2020 年 5 月 25 日まで ED に対するコメントを募集している。

さらなる情報

IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 4 号、IFRS 第 16 号の金利指標改革による修正についてご質問がある場合は、通常のアドバイザの連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール(DART)は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここ](#)をクリックして、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプション・パッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここ](#)をクリック。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人 および デロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL (または "Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500®の 8 割の企業に対してサービス提供をしています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.